

資料編（各種手続きの準備）

死亡後に必要となる手続きには故人やご遺族のことを証明する住民票等の写しや戸籍謄本等が必要となる場合があります。住民票等の写しは住所地の市区町村で、戸籍証明書・除籍証明書は本籍地以外の市区町村の窓口でも請求ができますが、請求者の制限等ありますので、詳しくはP35をご覧ください。

世田谷区では、各総合支所くみん窓口や各出張所で発行しています。また、請求の際は、本人確認書類（請求者本人の運転免許証・健康保険証等）場合には亡くなられた方との関係がわかる書類の提示が必要となります。なお、郵送による請求も可能です（請求方法は次ページ参照）。

住民票について

住民票とは、市区町村の住民について、世帯単位に個人の氏名、生年月日、性別、世帯主の氏名と世帯主の続柄、戸籍の表示、住民となった年月日、住所、届出の年月日、従前の住所などを記載したものです。

故人の除票の写しを請求する場合は、申請理由が分かる書類及び故人との関係が分かるもの（戸籍謄本等）の提示をお願いしています。

なお、住民登録地以外で死亡届を提出された場合、住民票に情報が反映されるまでに7～10日程度かかる場合がありますので、請求の際はご注意ください。

※死亡後に必要となる手続きには、故人が、住民票上の世帯主か世帯員かによって

異なる場合があります。世帯主とは、世帯を構成する者のうち主として世帯の生計を維持するものであって、その世帯を代表するものとして社会通念上妥当と認められる者です。

メモ

【住民票の郵送での請求方法について】

送付先

〒154-8589 世田谷区世田谷 4丁目 19番 10号
世田谷区 住民票集中管理・住居表示
電話 5432-1170

(補足) 区役所・出張所に送付された場合は、回送に時間がかかりますのでご了承ください。

受領までに要する期間

約 10 日

(補足) 速達の場合は、この限りではありません。

手数料

住民票の写し 1 通 300 円

(注意)

定額小為替(無記名のもの)をご用意ください。

おつりの無いようにお願いいたします。

切手、収入印紙でのお支払いは受け付けておりません。

必要な書類

1. 住民票の申請書(専用の郵送用請求・申出書または便せん等に必要事項を記入してください。申請書は世田谷区HP『住民票の写し・住民票記載事項証明書の請求方法(郵送)』から印刷できるほか、お住いの市区町村の住民票申請書の様式でも代用できます。)

2. 手数料(通数分の「定額小為替(無記名のもの)」)

3. 返信用封筒(申請者の住所・氏名を記入し、返信料金分の切手を貼ってください。)

(注意) 送付先は、申請者の住民登録地になります。

4. 本人確認資料(例: 運転免許証・マイナンバーカード・写真付住民基本台帳カード・日本国発行のパスポート・健康保険証・健康保険資格確認書・年金手帳・在留カード・特別永住者証明書等の写しのいずれか1点)

(注意)

令和2年10月1日より健康保険法などの改正により、「告知要求制限」の規定が設けられたため、保険証をコピーする場合は保険者番号、被保険者記号・番号が見えないようにしてください。

年金手帳をコピーする場合も基礎年金番号が見えないようにしてください。

5. 亡くなられた方と申請者の関係がわかる戸籍謄本等のコピー

住民票の郵送申請書（記載例）

【記載日】 ○年○月○日

（1）必要な住民票（対象者）

①【住所】 世田谷区世田谷〇—〇—〇

②【フリガナ】 セタガヤ タロウ

③【氏名】 世田谷 太郎

④【種類・通数】 除票 ○通

⑤～⑪については「のせる」か「のせない」を記入してください。

（※記載が必要な場合は、記載が必要であることが確認出来る資料が必要です。）

⑤【本籍】 ※日本人の方

⑥【続柄】

⑦【国籍・地域】

⑧【在留カード等の番号】

⑨【在留資格・期間等】

⑩【実質住民日（世田谷区に実際に
住み始めた日）】

⑪【通称の記載および削除に
関する事項】

※外国人の方

（2）請求理由

使用目的を具体的に記入

（3）住民票の請求者

【フリガナ】 セタガヤ ハナコ

【氏名】 世田谷 花子

（※本人の自署でない場合は押印）

【対象者との関係】 長女

【電話番号】 090—××××—××××

（平日昼間の連絡先を記入）

※①と現住所が異なる場合は請求者の現在の住所も記入

〔 現住所とは住民登録地のことであり居所（実際に住んでいるが住民登録を
していない場所）や一時滞在地（帰省先、出張先、入院先等）は含まれません。 〕